経済産業省

２０１８０２２１地第２号

次のとおり緑化優良工場等経済産業大臣表彰実施要領を定める。

平成３０年３月１日

経済産業大臣　世耕　弘成

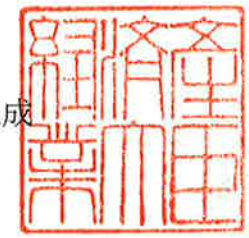

緑化優良工場等経済産業大臣表彰実施要領

１．表彰の目的

工場立地法の精神を踏まえ、工場緑化を積極的に推進し、工場内外の環境向上に顕著な功績のあった工場等を表彰することにより、工場緑化の一層の推進を図り、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に資することを目的とする。

２．表彰者

経済産業大臣

３．表彰の対象

（１）工場緑化の推進に積極的に努力することにより周辺地域の生活環境の向上に顕著な功績のあった特定工場

（２）工場緑化技術の開発、改善等により工場緑化の推進に顕著な功績のあった個人又は団体

注）特定工場とは、工場立地法（昭和３４年法律第２４号）第６条第１項に規定する「特定工場」をいう。

４．表彰の基準

（１）表彰の対象となる緑化優良工場は、次の各項目を総合的に勘案して工場緑化の成果が顕著と認められるものとする。

①緑地等の割合

②緑地等とフェンスの配置
③緑地等の内容（緑地の種類、形態、景観等）
④緑地等の維持管理
⑤工場緑化の継続性
⑥新たな課題への取組

（２）表彰の対象となる個人又は団体は、次の各項目のいずれかにおいて功績顕著と認められるものとする。
①工場緑化に関する研究（論文発表等）
②工場緑化に関する技術の開発、改善の実践
③その他工場緑化の推進

注１）昭和４９年６月２９日以降に立地した特定工場にあっては、「工場立地に関する準則」の本則に適合していること。

注２）昭和４９年６月２８日現在で立地済み、又は建設中の特定工場にあっては、「工場立地に関する準則」の備考に適合していること。

注３）公害関係法に基づく改善命令等を過去３か年間に受けている工場等、表彰対象として好ましくないものは除く。

５．被表彰者の推薦、選考及び表彰の方法

（１）都道府県知事、政令指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、本要領に照らし、被表彰者として適当と認める者を選定し、所管経済産業局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に推薦するものとする。

（２）推薦対象となった工場、個人又は団体（以下「工場等」という）は、経済産業省が指定する添付書類を作成し、都道府県知事等に宛てて送付するものとする。

（３）都道府県知事等は、推薦しようとする工場等について経済産業省が指定する推薦書及び推薦対象工場等から提出された添付書類を併せて一式として、正本１部（以下「推薦書類」という。）を所管経済産業局長宛てに送付するものとする。

なお、都道府県知事等からの推薦は、３の（１）、（２）それぞれについて原則２件以内とする。

（４）推薦は、過去において緑化優良工場等経済産業局長表彰を受けた者（沖縄県内に存する工場等にあっては緑化優良工場等一般財団法人日本緑化センター会長表彰等を受けた者）のうち特に優秀な者から行う。

（５）都道府県知事等が推薦する者のほか、所管経済産業局長が適当と認める者から、所管経済産業局長宛てに推薦書類の送付があった場合においては、都道府県知事等の推薦に準じて取り扱うものとする。

（６）各経済産業局長は、都道府県知事等から推薦のあった者等に対し、緑化優良

工場等選考のための参考（工場の部、団体の部及び個人の部。以下「選考のための参考」という。）にて採点を行い、その結果を本省に送付するものとする。

（７）経済産業省は、一般財団法人日本緑化センター（以下「緑化センター」という。）に対して選考のための参考を送付し、都道府県知事等が推薦する工場等について、推薦順位の整理、審査等を依頼する。

（８）緑化センターは、経済産業省からの依頼に基づき、緑化の専門家等による委員会において、経済産業大臣の表彰を受けるにふさわしいと認められる工場等について、緑化の専門的観点から厳正に審査を行い、結果を報告するものとする。

（９）上記の報告された工場等について、経済産業省地域経済産業グループにおいて地域性や選考結果を総合的に判断の上、優良と認められたものについて、経済産業大臣が表彰を行うものとする。

（１０）表彰は、原則として３の（１）、（２）合わせて１０件以内とする。

（１１）表彰は、表彰状の交付によりこれを行う。

（１２）表彰は、緑化センターが主催する「工場緑化推進全国大会」の場において行う。

附則

この規程は、平成３０年３月１日から施行する。